

平成19年度第4回NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの
協働事業等提案サポート委員会概要

日 時：平成20年3月4日19：00～22：10

場 所：みえ県民交流センター ミーティングルームA

参加者：浅野委員、田部委員、服部委員、大山委員、西城委員、小西委員
NPO室 松野室長、明石

概 要：

（1）平成20年度NPOからの協働事業等提案について

実施方針について事務局説明

募集要項（案）について事務局説明

募集要項の目的について意見交換

研究提案

- ・ 研究提案は、課題を認識・共有することが目的で、課題の解決までは目的としていない。
- ・ 昨年度は、研究提案の枠を設けた際に、課題を共有するだけではなく、課題の解決に向かわなければいけないということではなかったか。
- ・ 目的を共有するだけでも、次のステップに進めるようになる。
- ・ 協働が成立する要件としての目的の共有を書いておいたほうがよい。
- ・ 研究提案の場合は、課題の共有が目的の共有であり、事業提案の場合は、課題の共有は前提であって、解決されるべき姿に導くことが目的の共有となる。
- ・ 研究提案は、「課題の解決につなげていくために、県と研究しようとする提案」とする。

協働事業提案制度の目指すもの

- ・ この事業は「地域のことは地域で決めていく「地域主権の社会」の実現を目指す」ものであるのか。
- ・ 「新しい時代の公」を実現していくという意味である。
- ・ 「多様な主体との連携・協働による県政を進める」というのが、「新しい時代の公」の考え方を言い換えているのであれば、地域主権の社会ということまで言及しなくてよい。
- ・ 地域主権の社会というと難しいので、「多様な主体が支える社会」としてはどうか。
- ・ 「多様な主体が支える社会」ではなくて「多様な主体が関われる社会」だと思う。また、「地域主権の社会」より、「市民主権の社会」という言い方のほうが当てはまる。
- ・ 「多様な主体との連携・協働による県政を進める」ことを目的とした方がわかりやすい。
- ・ 目的の最後の段落は、「これは、県と多様な主体が協働するきっかけを提供し、モデル的な協働を実現させるとともに「市民発」の提案を県の施策に反映させ、多様な主体との連携・協働による県政を進めることを目指すものです。」とする。

実施方針の目的について意見交換

- ・ 実施方針の目的は事業提案と研究提案を合わせた形で大きく書いておき、募集要項では、事業提案と研究提案を書き分ける。
- ・ 実施方針の目的の「公的な関与が必要とされる課題」という表現は、「多様な主体が公的な関与が必要と考える課題」とし、誰が公的な関与を必要と考えているかを明確にする。
- ・ 実施方針は内部資料のため、意見は来年度の参考とする。

提案企画書（様式第1号）に関する意見（事業提案）

提案企画書と審査の視点との関係

- ・ 提案企画書の内容から、審査の視点を上手く読み取れることが重要である。
- ・ 審査項目と企画書の内容を一対一に対応させるのは難しいが、提案企画書のこの部分でこの審査項目を見るということがわかると申請者も書きやすくなる。
- ・ 事業を遂行する能力は、提案企画書だけでなく、当日のプレゼンテーションや、質疑応答を見て総合的に判断する。

当該協働事業の参考となる事例

- ・ 「当該協働事業の参考となる事例」は、他に例がなく先駆的であるという意味と、他では例があるのに三重県では行われてないという二通りの意味があり、実現可能かどうかの判断材料になる。
- ・ 先駆性・先見性、 実現性の判断材料として書いて欲しい項目である。
- ・ 書かなくても不利にはならないが、「先駆性、先見性、実現性を判断するに当たり、参考とする事例があれば教えてください」と注釈して、積極的に情報提供してもらおう。

実施にあたり課題・障害となること

- ・ 従来からある「実施にあたり課題・障害となること」という欄は審査に必要か。
- ・ 具体性、 実現性に関わってくる項目で、制度的な壁を乗り越えないと実現できないような場合を想定しているが、関係室意見書がなかった頃からあった欄であり、現在は、関係室意見書で判断できる。
- ・ NPO側から見ると県の担当者の理解がないというのも障害であり、実現のためにはこういう問題があるというNPO側の教示のための項目であったと思う。削除するのであれば、提案者が言っておきたいことや、想いを書く「その他」の欄を設けてはどうか。審査の合理性だけで捉えるべきではなく、提案者がどういうメッセージを出し、そのメッセージをどう読み取るのかが重要である。
- ・ それは、目的や背景の欄やプレゼンテーションで伝えることができる。審査方法は、毎年、改善され、今年は関係室と事前打合せをすることを義務付けており、様式に新たな欄を設けるよりも、審査の仕組みそのものの中で意見を言えるよう丁寧に審査する方が、本当の意味での提案になる。

- ・ 提案者には審査する側から求められる項目だけでは伝えきれない思いがあるはずであり、それを伝える機会が用意されていることが必要である。
- ・ 審査にプラスに働く場合もあればマイナスに働く可能性もあるが、「その他」または「特記事項」という項目を作り、提案に関して補足したいことがあれば記載してもらおう。

審査の視点（別表3 2/2）に関する意見（研究提案）

提案の実現性（遂行能力）

- ・ 事業提案は、提案した団体の遂行能力をプレゼンテーションの内容も含めて見ようとしており、研究提案も遂行能力の判断が必要である。
- ・ 19年度の研究提案では、提案の目的は理解できるが県と一緒に研究するのは難しいと判断した結果、採用が少なかった。しかし、20年度は、サポートすれば話し合いをする可能性が生まれるということで、サポート委員が研究会に入ることにした。

自由テーマの審査の視点

- ・ 県関係室の意見と提案者の意見に違いがあっても、審査委員が の緊急性・重要性が高いと判断するときは、選定候補としてきたが、その判断基準を明確にする必要がある。
- ・ 研究提案は、 の先駆性・先見性に重点を置いており、課題から研究をしようというのだから、緊急性があるとは思えない。
- ・ の緊急性・重要性に重点を置くかどうかで判断が違ってくるが、重点項目がなくても審査に支障はない。

県からのテーマの審査の視点

- ・ 県からのテーマを県と一緒に研究するのに相応しいミッションを持つかどうかを審査するため、 の提案の目的の妥当性を判断する必要がある。また、 協働の必要性は精査されていると考えて、 の提案の実現性（遂行能力）を判断すればよい。
- ・ NPOの遂行能力とは、研究に答えられるだけのノウハウ、知識を持っているか、会議に参加する責任感があるか等がある。
- ・ 自由テーマの場合には、サポートがあるので遂行能力は問わないこととしたが、県からテーマを出してNPOと研究したいということは、重いテーマが出されることが予想され、協働相手の能力は重要である。
- ・ 提案者には、県からのテーマに対して協働して研究する必要性を語って欲しいので、 の提案の県との協働の必要性も審査対象とするほうがよい。

協働研究提案企画書（様式第2号）に関する意見

- ・ 19年度の項目である「研究計画」は記載が難しく、「研究のうえで障害になること」は関係室意見で判断できるので削除する。
- ・ 研究提案では、研究した結果、課題解決の方法が協働することになるとは限らないが、

研究を協働で取り組む効果ということで、「協働の効果」の欄を書いてもらい、 の協働の必要性を読み取る。

- ・ 「当該協働研究の参考となる事例」は、県と共有したい課題の参考となるような実現されている事例を書いてもらう。
- ・ 「県と共有したい課題」は、県のテーマに対してNPOが認識している課題をNPOの視点で書き、 の実現性に関係する部分で、研究の成果をあげるためのノウハウなどの提供できる資源を書いてもらうとよい。
- ・ 県のテーマの様式の「NPOに期待する役割」に対応する項目を作れば、協働の効果が十分かどうか判断できる。
- ・ 委員長と事務局で案を作成することとする。